

社会福祉法人みらいのそら
そらいろこども園 御中

登園許可証

下記の疾患で療養中でしたが、感染の恐れがなくなりました。
よって、 年 月 日より登園を許可します。

園児氏名 () 組

生年月日 年 月 日

発症日 年 月 日

診断名

年 月 日

医療機関名

医師氏名

感染症名	登園停止期間の基準
麻疹（はしか）	解熱後3日を経過し、医師が登園を許可するまで
インフルエンザ	発症をした後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで
風疹（三日はしか）	発しんが消失するまで
水痘（みずぼうそう）	すべての発しんがかさぶたになるまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
結核	医師により感染のおそれがないと認められるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主な症状が消え2日を経過するまで
流行性角結膜炎（はやり目）	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において、感染のおそれがないと認められるまで
腸管出血性大腸菌感染症	医師により感染のおそれがないと認められるまで